

# 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
ノスタルジー西根町「西根型農業」再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
岩手県岩手郡西根町
- 3 地域再生計画の区域  
岩手県岩手郡西根町の全域

## 4 地域再生計画の目標

本町は、県都盛岡市から北方約27キロメートルの場所に位置し、面積は167.16km<sup>2</sup>、人口は約19,000人で南西端に秀峰岩手山、北端には七時雨山がそびえ、この山並みに囲まれた盆地の中に開かれた町である。

町域の中央部は平坦であり、比較的肥沃な土壌に恵まれ、奥羽山系を源とする松川と七時雨山系を源とする涼川の豊富な水資源によって農地が潤い、基幹産業である農業が営まれている。

しかし、豊富な水資源に恵まれているものの、農業用排水路及び河川等の公共用水域は、未処理のまま放流される家庭雑排水に起因する水質悪化が問題となり、生活環境の改善が求められている。特に、農業生産の場である農村地域は、豊かな緑や美しい田園など、潤いのある農村景観の形成に努める必要がある中、家庭雑排水の流入などにより農村生活や基幹産業である米・畜産・園芸の複合経営、所謂「西根型農業」に支障を来している。

本町では、このような状況下において、公共下水道などの污水处理施設は地域生活に欠かせないシビルミニマムとして位置付け、平成9年度から町の中心部を対象に公共下水道事業に着手、平成11年度からは、水との関わりが深い農業振興地域においては農業集落排水事業を、そして、集合処理区域以外の住宅には平成17年度から浄化槽の市町村設置型事業（個人設置型は平成4年度から）を導入し、町民の要望である、污水处理施設の早期整備を実現すべく、種々の事業を活用し污水处理施設を整備しているところであるが、平成16年度末における污水处理施設整備率は39%と低く、さらなる整備の促進が課題となっている。

このため、自然豊かできれいな水によって生産した、全国に誇れる西根町特産の雨よけハウレンソウ（昭和63年に天皇賞を受賞）や、各種の農業生産物を「西根型農業」の商品として更なるイメージアップとブランド化を推進することが地域再生の手段となりえるものであり、污水处理施設整備を一層促進することにより、岩手山、七時雨山から湧き出た水が家庭雑排水等で

水質悪化されることなく保全することが大切である。

これにより、近年落ち込んでいた農業生産力を回復させ、販売額を拡大することにより農業所得の向上に、ひいては地域経済全体の活性化を図り、農業地域の再生を目指す必要がある。

また、昔あった、「家の前の水路に小さな水車」という農村風景を想像するに、子供やお年寄が集まり、水の音に戯れる。そんな郷愁（ノスタルジー）を感じる農村生活にマッチした水環境が、農村景観には必要である。

本町の恵まれた自然環境を保全・活用し、快適で住みよい農村環境を形成するためには、農村地域の再生が求められる。

（目標１） 汚水処理施設の整備の促進（汚水処理施設整備率を３９％から  
７０％に向上）

（目標２） 農業特産品の生産額の向上（雨よけハウレンソウ出荷額を８億  
９千万円から１０億円に増加）

## ５ 目標を達成するために行う事業

### ５-１ 全体の概要

町民の要望である汚水処理施設の早期整備実現のため、その地域の特質にあった整備手法を選択し、経済的・効率的に早期整備するため、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の３事業を有効に活用する。

具体的には、市街地などの住宅密集地は公共下水道（平成１６年２月１０日事業認可済区域）、農村部の住宅連坦地域は農業集落排水、それ以外の散居地域は浄化槽の事業をもって整備を進める。

一方において、農業生産基盤整備を推進するため、ハウレンソウ等大規模生産団地の整備や認定農業者等の組織化を進めることにより、日本一のハウレンソウ産地の確立、資源循環型農業による集落営農体制の構築を図る。

汚水処理事業とともに農業生産基盤の整備を展開することにより、自然の恵みを最大限に生かした農産物の産地としてイメージアップとブランド化を推進し、近年落ち込んでいる農業生産力の回復、農業所得の向上により農村地域の再生を目指す。

### ５-２ 法第４章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

#### 【事業主体】

岩手県岩手郡西根町

#### 【施設の種類】

公共下水道（平成１６年２月１０日事業認可済区域）、農業集落排水施設、浄化槽

**【事業区域】**

- |               |     |  |
|---------------|-----|--|
| ・ 公共下水道       | 西根町 | 大更、田頭、平館大久保、平館共新、平館小福田、平館東地区<br>(平成16年2月10日事業認可済区域)      |
| ・ 農業集落排水施設    | 西根町 | 平館椀沢、寺田南川原目、寺田南上関、寺田南荒木田、寺田南館沢地区                         |
| ・ 浄化槽(市町村設置型) | 西根町 | 全域(公共下水道、農業集落排水施設整備区域を除く)                                |
| ・ 浄化槽(個人設置型)  | 西根町 | 公共下水道事業整備区域のうち未認可区域及び農業集落排水事業整備地区のうち未採択地区で7年以上整備の見込めない区域 |

**【事業期間】**

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ・ 公共下水道       | 平成17年度～21年度 |
| ・ 農業集落排水施設    | 平成17年度～19年度 |
| ・ 浄化槽(市町村設置型) | 平成17年度～21年度 |
| (個人設置型)       | 平成17年度～21年度 |

**【整備量】**

- |               |                     |           |
|---------------|---------------------|-----------|
| ・ 公共下水道       | 150～400m/m          | L=30,707m |
|               | 処理場                 | 1箇所(増設1池) |
| ・ 農業集落排水施設    | 75～200m/m           | L=7,655m  |
| ・ 浄化槽(市町村設置型) | 全体計画基数              | 260基      |
|               | 平成17年度              | 5人槽 5基    |
|               |                     | 7人槽 13基   |
|               |                     | 10人槽 2基   |
|               |                     | 計 20基     |
|               | 平成18年度～平成21年度(各年共通) |           |
|               |                     | 5人槽 5基    |
|               |                     | 7人槽 53基   |
|               |                     | 10人槽 2基   |
|               |                     | 計 60基     |
| ・ 浄化槽(個人設置型)  | 全体計画基数              | 44基       |
|               | 平成17年度              | 7人槽 4基    |
|               | 平成18年度～平成20年度(各年共通) |           |
|               |                     | 7人槽 10基   |

なお、各施設による新規の処理人口は、下記のとおり。

公共下水道 3,180人、農業集落排水施設 1,090人

浄化槽（市町村設置型）1,020人、（個人設置型）170人

#### 【事業費】

・公共下水道	3,032,700千円
	（うち単独 490,500千円）
	（うち国費 1,284,620千円）
・農業集落排水施設	1,021,432千円
	（うち単独 114,350千円）
	（うち国費 453,541千円）
・浄化槽（市町村設置型）	293,697千円
	（うち国費 97,899千円）
（個人設置型）	19,272千円
	（うち国費 6,424千円）

#### 5-3 その他の事業

(1) 担い手農家を総合的に支援する。

生産組合等の省力化・低コスト化生産施設整備、受託作業集積の生産管理用機械の導入

(2) 大規模な野菜生産団地を整備する。

日本一のハウレンソウ産地として、大規模野菜生産団地を造成

(3) 認定農業者等の組織化と集落営農体制の構築を支援する。

認定農業者や担い手農家の組織化と共同利用施設整備、資源循環型農業による集落営農体制の構築

#### 6 計画期間

平成17年度～平成21年度

#### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価、公表する。

#### 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし